

なお、合併する年度までに貸付を決定したものについては、引き続き西条市の例による。

国際理解教育事業(海外派遣事業)

国際理解教育事業海外派遣事業については、新市移行後も事業を継続し実施する。ただし、事業内容等については、新市移行後速やかに調整する。

*小松町は未実施

給食の調理方式		学校給食の実施
丹原町 小松町	西条市 東予市	自校方式 (単独調理場)
共同調理場方式 (各1ヶ所)		

2 給食費については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例により調整する。

1 調理方式については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、隨時調整する。

海外派遣研修先一覧

団体	派遣先	対象
西条市	アメリカ合衆国	中学2年生 高校2年生
東予市	ニュージーランド	中学2年生
丹原町	オーストラリア	中学3年生

*小松町は未実施

公立幼稚園	
団体	幼稚園名
西条市	ひまわり幼稚園
東予市	吉井幼稚園 多賀幼稚園 国安幼稚園 燧洋幼稚園
小松町	小松幼稚園

2 入園料は、小松町の例により調整し、無料とする。授業料は、国

立幼稚園の例(月額6,400円)で、西条市は、西条市例により調整する。

■協議第39号 業務委員会委員の定数及び任期の取扱い (内容の詳細は10月号に掲載)

1 定数、学級数については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、隨時調整する。

団体	小学校	中学校	幼稚園
西条市	200円	230円	
東予市	240円	280円	
丹原町	230円	270円	
小松町	215円	255円	215円

*小松町は、共同調理場が幼稚園に隣接しているため、幼稚園にも給食を提供している

各種スポーツ大会

各市町で行っている各種スポーツ大会は、原則として現行のとおりとする。ただし、統一できるものの、全体で実施した方が効果的なものについては、新市移行後速やかに調整する。

文化祭

文化祭については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、関係団体と協議しながら隨時調整する。

市指定文化財

市指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。

就園援助

就園援助については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

通園区域

通園区域については、原則として新市の全域とする。

に準じ調整する。

ただし、合併する年度は、それの旧市町の例による。

3 光熱水費の負担方法については、西条市の例により調整する。

ただし、合併する年度は、それの旧市町の例による。

4 保存食代の負担方法については、小松町の例により調整する。

ただし、合併する年度は、それの旧市町の例による。

5 通園区域については、原則として新市の全域とする。

6 通園スクールバス(東予市のみ)については、当分の間、現行の区域内で新市に引き継ぐ。

Q 地域審議会の役割と在任特例の議員の役割は同じではないのですか?

A

地域審議会は、合併によって区域が拡がることにより、住民の意見が合併市町村の施策に反映されなくなるという心配があり、合併施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映したり、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明をするために創設されたものです。

一方、議員の在任特例を適用する理由は、新市建設計画の遂行は合併後の新市の決定に従ってなされるものであるため、合併前からこの計画に取り組み、内容をよく知っている議員が円滑な計画の実施の為に、引き続き在任し、意見を反映させ、その執行状況を見届けることが議員としての責任であると判断したためです。

地域審議会と在任中の議員の役割と所掌事項の範囲は次のとおり異なっています。

合併直後の議員の役割	地域審議会の役割
在任期間 1年7ヶ月	設置期間 10年間
(1) 新市建設計画が適切に実行されるように、各地域の住民の要望を聴き、議会の意見を反映させること。 (2) 新市建設計画の執行状況の監視チェック機能 ・予算案 ・補助金等 (3) 重要案件の調整 ・国民健康保険税、介護保険料等の調整 (4) 条例の審議 (5) 特別職の選任等	(1) 合併市町村の長の諮問に応じ意見を述べること ・新市建設計画の変更に関する事項 ・新市建設計画の執行状況に関する事項 ・その他市長が必要と認める事項 (2) 必要に応じ合併市町村の長に意見を述べること